

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて
(令和3年10月1日以降)

愛知県を対象区域とした緊急事態宣言が令和3年9月30日をもって解除され、10月1日(金)から愛知県独自の嚴重警戒措置へ移行することが決定されました。これを受け、緊急事態宣言発令中において午後8時までとしていた学校体育施設開放事業における施設の開放時間を午後9時までに変更いたします。それに伴い、還付金額も下記のとおり変更となります。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和3年10月1日(金)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後9時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後9時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

- ①令和3年4月20日(火)から5月11日(火)まで
令和3年7月12日(月)から8月26日(木)まで
令和3年10月1日(金)から開放時間の短縮が解除されるまで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後9時	150円/回
武道場	午後10時		50円/回

※校庭は本来の開放時間(午後9時まで)になるため、還付はありません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

- ②令和3年5月12日(水)から7月11日(日)まで
令和3年8月27日(金)から9月30日(木)まで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300円/回
武道場	午後10時		100円/回
校庭	午後9時		170円/回

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(令和3年10月1日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※ 複数回使用分まとめての請求にご協力ください。

※ 提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※ 請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和3年10月1日(金) から当面の間

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館3階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可) TEL:0532-51-2864